

2023年7月5日

各位

保健管理室における一般用医薬品の取り扱い廃止について

保健管理室長
高木省治、伊藤真理

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（薬機法）に基づき、医師や薬剤師が常駐していない保健管理室での一般用医薬品の取り扱いを廃止いたします。

急な発熱や頭痛・腹痛等の体調不良の時は、適切な医療機関への受診を推奨しております。

市販薬などの一般用医薬品の常備については、安心して使用するためにご自身で薬剤師等の専門家に相談、必要な場合は購入して携行するようにしてください。

通院・治療中の方で、緊急時に対応する医療用医薬品については、かかりつけ医へご相談の上、携行するようにしてください。

以上、ご理解いただきますようお願いいたします。